

い　みず 射水市 農業委員会だより

第 17 号

令和 4 年 3 月 発 行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒939-0292

射水市小島 703 番地

射水市役所 大島分庁舎

電話 51-6685

ごあいさつ



射水市農業委員会 会長 堀 正

射水市農業委員会だより第17号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

日頃より農業委員会活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、依然として新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう一年となりました。農業委員会におきましても、密集や密接を避けるために総会の出席人数を減らすなど、必要な対策を取りながら研修・研鑽に努めてまいりました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を願い、引き続き感染防止対策に努めてまいります。

さて、全国的にも人口減少や担い手不足の課題が深刻化している中、平成28年4月の改正農業委員会法施行から5年が経過し、国において5年後見直しが行われ、農業委員会には「農地等の利用の最適化」に対する一層の期待が寄せられています。

また、人・農地など関連施策の見直しが行われ、「人・農地プラン」を法定化することや地域を目指すべき将来の具体的な農地利用の姿である「目標地図」の素案を農業委員会が作成すること等が盛り込まれ、より能動的な活動が求められています。その中でも、「目標地図」の素案は、農業者のみなさまから出し手・受け手の経営意向等の情報を収集し、地域が一丸となって作成する必要があります。

私たち農業委員は、強いリーダーシップを發揮し、地域農業の発展のために尽力していく所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

目 次

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 P | 会長あいさつ |
| 2 ~ 3 P | 農業委員会活動報告 |
| 4 P | 農作業機付きトラクターの公道走行には注意が必要です |
| 5 P | 農業委員会からのお知らせ |
| 6 P | 農業委員会委員及び担当地区 |
| 7 P | 農業者年金で安心で豊かな老後を！ |
| 8 P | 農地参考賃借料について 農作業標準料金・賃金について |

農業委員会活動報告

富山県農業委員会研修大会

令和3年11月18日(木)

アイザック小杉文化ホール「ラポール」で開催され、県内の農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会職員ら約300人が参加しました。

大会では、(一社)全国農業会議所事務局長の稻垣 照哉 氏から農業委員会を巡る情勢と「新たな農地利用の最適化」について説明があり、事例発表では、茨城県笠間市農業委員会からタブレット端末による農業委員会活動の取組について発表がありました。

また、改正農業委員会法が施行から5年経過することを踏まえ、農地利用最適化活動を加速する活動と成果目標を設定することや「人・農地プラン」による農地利用の最適化に取り組むこと等により、「新たな農地利用最適化」に取り組む申し合わせ決議を採択し、運動を展開していくこととなりました。



永年の功績をたたえて

富山県功労表彰

11月1日(月)、県民会館で「令和3年度富山県功労表彰式」が行われ、元射水市農業委員会会长 舟木 康眞氏が表彰されました。平成14年7月から令和2年12月までの通算18年間農業委員として、また、平成21年1月から令和2年12月までの12年間にわたり市農業委員会会长(県農業会議会議員)として、農業者と行政のパイプ役となり、農業経営の合理化や農業者の地位の向上に尽力された功績等が認められたものです。

一般社団法人全国農業会議所会長表彰・一般社団法人富山県農業会議会長表彰

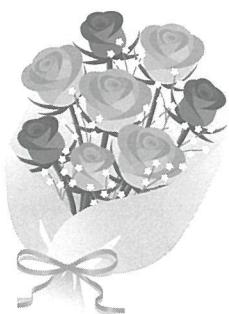
11月18日(木)、アイザック小杉文化ホール「ラポール」で「富山県農業委員会研修大会」が開催され、永年にわたり農業委員会活動に精励した農業委員の表彰が行われました。射水市からは、5名が受賞されました。

【(一社)全国農業会議所会長表彰】

・前田 進 氏

【(一社)富山県農業会議会長表彰】

・土合 正夫 氏 ・永森 薫 氏
・石庭 文男 氏 ・山谷 孝芳 氏



農業委員会研修会

令和4年3月16日(水)

アイザック小杉文化ホール「ラポール」で開催され、県内の農業委員・農地利用最適化推進委員が参加しました。

研修会では、北陸農政局農地政策推進課課長補佐 加藤 和男 氏から農地利用の最適化の推進について、富山県農林水産公社農地管理課長 林 勉 氏から農地中間管理事業の活用について説明があり、農業委員会の業務や関係事業について再確認しました。

また、富山県農業会議から新たな農地利用最適化についての講義を受け、農業委員会に求められている役割について理解を深めました。



農業者年金を受給されている方へ 受給権者現況届の提出を お忘れなく！

現況届は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年確認するためのものです。5月末ごろに農業者年金基金から用紙が送付されますので、必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会（大島分庁舎1階）へ忘れずに提出してください。なお、提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますので、ご注意ください。

農地を相続したら、農業委員会に届出を！

農地の権利を相続等で取得したときは、農地のある農業委員会で届出をお願いします。届出の様式は、射水市のホームページからもダウンロードすることができます。



- 農業及び農政の現状を中心に、農業者の経営とくらしに役立つ情報を届けます。
- 地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などを伝えます。
- 家族全員が楽しめる記事も充実しています。

購読の申込みは農業委員会事務局まで

発行所 全国農業会議所

〒102-0084

東京都千代田区二番町9-8

中央労働基準協会ビル2F

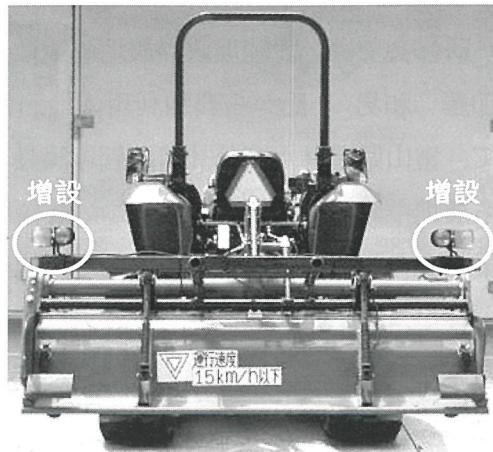
電話 03-6910-1130

農作業機付きトラクターの公道走行には注意が必要です

1 灯火器類の増設が必要

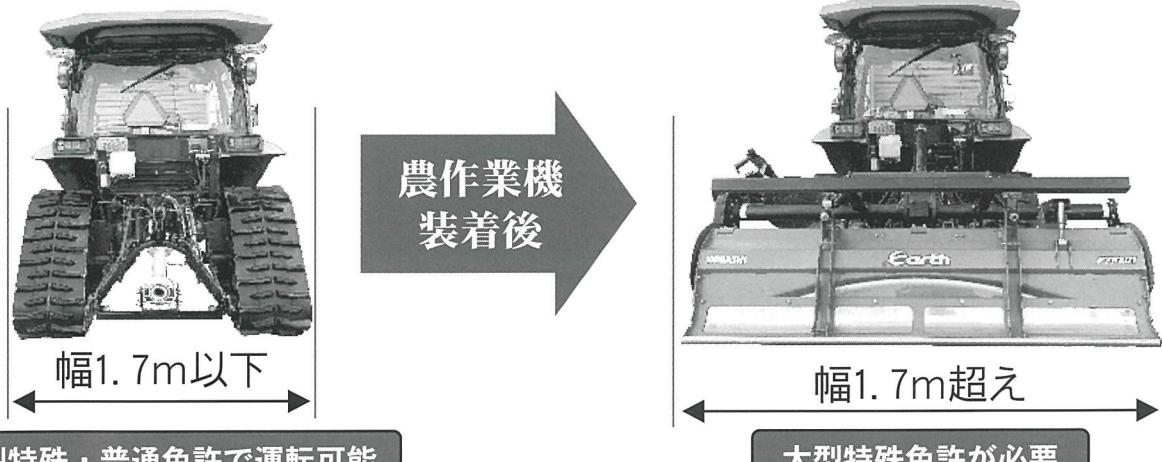
農作業機を装着しトラクターの灯火器類が見えなくなる場合は、農作業機に灯火器類を増設する必要があります。

また、農作業機を付け、幅が1.7m超える場合は、トラクターの左側に後写鏡（サイドミラー）を設置する必要があります。詳しくは、農機販売店へご相談ください。



2 免許の確認

これまで小型特殊・普通免許で運転可能だった農耕トラクターでも、農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.0mを超える場合、大型特殊自動車免許が必要となります。大型特殊自動車免許を持たずに公道を走行すると無免許運転となり運転免許が取り消しとなることもあります。自家用車も運転できなくなりますのでご注意ください。



※幅が2.5mを超える場合は、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要です。

農地の転用手続きや相続等でお困りの方はご相談ください。
毎月第2・4金曜日には無料相談会も実施しております。



行政書士は、頼れる街の法律家。

富山県行政書士会射水支部

0766-54-5341
(受付担当：仙波)

大型特殊自動車免許が取得できます！

農耕トラクターに農作業機を装着すると、大型特殊自動車免許が必要になる場合があります。

富山県公安委員会指定

富山県第一自動車学校

〒939-0274 富山県射水市小島715番地

(大島分庁舎南側)

TEL 0766-52-0722 FAX 0766-52-5461

農業委員会からのお知らせ

毎年 農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

農地法に基づき、遊休農地の状況把握等のため、農地の利用状況調査を実施しています。

耕作放棄地、農地法に基づく許認可などを受けた土地の利用状況の確認や、遊休荒廃農地の早期発見等、現状把握を行っています。

なお、調査結果により、遊休農地と判定した場合は、必要に応じて農地所有者の方へ利用意向調査を送付します。

遊休農地とは？

- ① 1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

※ 遊休農地や遊休農地のおそれがある農地がありましたら、担当の農業委員にご相談ください。

調査のため、農地に立ち入ることや所有者等にお話を伺うことがあります。ご理解とご協力ををお願いします。

農地の許可申請受付のお知らせ

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

申請書類の受付 毎月20日締切 （土・日・祝日の場合はその前日）

※ 期限厳守でお願いします。

※ 市街化区域内の農地の転用の届出については随時受け付けます。

総会日程 每月6日前後

※ 総会日程は都合により変更になる場合があります。

他法令により制限を受けるもの（都市計画法による住宅等の建築に係る制限、埋蔵文化財調査など）については、事前に関係機関と協議をしてください。

無断転用は違法行為です！！

許可を受けずに、農地を農地以外（宅地・雑種地など）にすることは、所有農地であっても農地法違反となります。罰則もありますので、ご注意ください。

農業振興地域の農用地区域内や第1種農地などは原則として転用ができません。

いろいろなケースが考えられますので事前に農業委員会事務局にご相談ください。

一度農地以外のものにされると元にもどすことが困難になりますので、適正な農地の管理をお願いします。

農業委員会委員及び担当地区 — 農地に関する相談は農業委員に!

会長 堀 正 会長職務代理者 松山 宗則 任期: 令和5年12月17日まで

金 賢志 新湊・塙原 (国道8号北側)	森 敏朗 片口・七美	栗山 信治 本江・海老江・堀岡	明石 茂 作道(作道・野村・布目・ 高木・殿村)	有沢 敏博 作道(津幡江・久々湊・ 沖・今井・鏡宮)
高口 宗範 金山	松山 宗則 池多	末永 久義 戸破	白山 一男 塙原 (国道8号南側)	帶刀眞理子 新湊・塙原 (国道8号北側)
城石美枝子 黒河	土合 正夫 黒河	竹内 正治 大江	山崎 善夫 橋下条	永森 薫 三ヶ
堀 正 水戸田	高橋 吉博 櫛田(新田・松原・宮新田・ 山ノ谷・大久保・竹原・ 梅木・荒町)	炭谷 一三 櫛田(牧田・布目沢・ 円池)	前田 進 櫛田(本村・西村・小泉)	稻垣 潔 二口
進藤 久司 加茂・下村三箇	樋上 豊 白石・倉垣小杉・ 摺出寺・八講	《下地区》 小島・中野・若杉・ 北野・西園	小川 博行 今開発・本開発・新開発・ 赤井・鳥取・南高木・ 北高木・小林・八塚	《大島地区》 林 康弘 浅井 满
《新湊地区》				
《小杉地区》				
《大門地区》				
《下地区》				
《大島地区》				

 農業収入の減収から農家を守ります
NOSAIとやま

富山県農業共済組合

○本 所
富山市安養寺340番地1
電話: 076-461-5333

○高岡地域農業共済センター
高岡市北島325-2
電話: 0766-28-0200


株式会社 北陸近畿クボタ

大門営業所 52-0242
小杉営業所 55-0087

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

農業者年金で安心で豊かな老後を！

農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

国民年金第1号
被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く。

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

農業者年金のメリット

メリット
1

女性に優しい

メリット
2

若年層には
手厚い政策支援
(保険料補助)

メリット
3

税制面で
大きな優遇

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後を
しっかりサポートします！
- 女性農業者の老後の安心は
自分で確保
- 家族経営協定で保険料補助も

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
 - 農業所得が900万円以下
 - 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります

加入前

夫のみ加入の場合



加入後

夫婦で加入の場合



加入前

後継者を
早く独り立ち
させたいなあ…



加入後



加入前

今年は収入が
良かったけど
税ってこんなに
かかるの？



加入後



◎ 農地参考賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地参考賃借料を示すことにしております。

- ※ 農地参考賃借料については、水稻のみの算定を行いました。
- ※ この参考賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壤の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

- ※ これまで適用地域を区分していた新湊地区・小杉地区の農地参考賃借料を示すと次のとおりとなります。

令和4年産分農地参考賃借料(10a当り)

区分	収量	参考賃借料	参考(前回賃借料)
田	1 560kg	8,500円	11,700円
	2 550kg	7,300円	10,000円
	3 540kg	6,600円	9,000円
	4 530kg	5,900円	8,100円
	5 520kg	4,600円	6,300円
	6 510kg	3,200円	4,400円

◎ 農作業標準料金・賃金について



令和4年分～令和6年分の農作業標準料金・賃金

区分	金額	備考
賃金	一般作業 8,840円/1日	
	オペレータ作業 1,570円/1時間	
水稻	トラクター 14,800円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機 8,800円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン 24,700円/10a	刈取り、脱穀(糲運搬費含まず)
麦	トラクター 15,700円/10a	耕起、溝切り、播種
	コンバイン 21,100円/10a	刈取り、脱穀
大豆	トラクター 14,300円/10a	耕起、碎土、播種
	コンバイン 23,100円/10a	刈取り、脱穀

- ※ この標準料金に消費税は含まれていません。
- ※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。
- ※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いで設定できます。
- ※ 標準料金の適用期間は、令和4年分から令和6年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

いみず野農業協同組合

【農業機械課】

新湊農機センター	82-8530
いみず野農機センター	52-0455
小杉農機センター	55-1765

【車両課】

J Aカーズ!	55-2527
(JAいみず野小杉支店 東隣)	

旅はJAいみず野旅行センターにおまかせ下さい!!

温泉旅館やビジネスホテルの手配など旅のこんなこと、あんなことお手伝いいたします

(お問合せは)

各支店またはJAいみず野旅行センターまで

(所在地)射水市北野1555-1 TEL 0766-52-0218

いみず野農業協同組合本店 第2事務所1階内